

平成二十七年十二月十日発行  
皇學館論叢第四十八卷第六号 抜刷

資料

村上忠順の神道説

中  
澤  
伸  
弘

## 村上忠順の神道説

中澤伸弘

## □ 要 旨

三河の歌人で国学者として著名な村上忠順の、明治初期の神道説を二つ紹介する。これは未刊のまま世に知られずにあつたものである。一つは三條教則の衍議書である『三條教憲』であり、二つは神道事務局からの依頼を受けて書いた「原教」「神魂ノ説」「幽顯ノ説」「除過祓除ノ説」「神隨ノ説」の五説である。内容は古典に拠つて書かれたものであり、当時の神道説を越えるものではないが、維新後の忠順の神道を奉じる立場の考へが伺はれるもので興味深いものであり、当時の資料としても貴重なものと言へる。

## □ キーワード

村上忠順 教導職 三條教則 神道事務局 教化

## 一

幕末から明治にかけて生きた三河の歌人で国学者であつた村上忠順は、維新以降それまでの和歌の考証、類題の和歌集の編纂とはまた別の、神道関係の活動に傾倒した。尤もこの時期に生きた大方の国学者と称される人物が、維新後にそのやうな活動を少なからずも展開したのであつて、それは忠順だけが特異であつたと言ふものでもなく、彼の行動も歴史のしからしむるもので、またその一端であつた。しかしながら忠順は徳川時代における歌人、和歌考証と言つた評価に重きがおかれ、神道関係についてはさまで知られてはゐない状況である。

本稿は忠順の維新以後の神道に関する未発表の著作に注目

し、彼のこの時期の神道説を紹介するとともに、その活動の一端を明らかにするものである。

## 二

維新以後、忠順の神道的な活動としては、村上家の神葬祭への変更があつた。早速、明治三年八月、檀家である尾州杵掛の正福寺から宗旨一札改めの書き出しがあつたが、忠順はこれに応じず、八月十六日に催促を受けてゐる。神葬祭への変更を意識してのことであらう。初期には「神葬」ではなく、「自葬」の語を用ゐてゐるが、何にせよ寺院からの離檀を目的としたのである。そして十月には離檀の届けを使者を遣はして出している。

一 簡拝呈寒冷之節御寺内益御多样奉察上候 陳者多年御懇情二相成候処 今般王政復古 御一新ニ付致離旦候段申入度如此段 以上

十月十九日

尚々宗旨証文難形曹源寺送一札 此モノニ御かへし可申候  
このことは藩の少参事・日高浩蔵にも進言してあつて、「兼而御願被成候神葬祭之儀 以来御勝手次第可被成候」との返事を得てゐた。但し、このとき神葬とすべきなら何れかの神職に依

頼することが条件で、それが関与しない自葬は認められなかつた。よつて忠順は池鯉鮒（知立）神社の永井左京にそのことを依頼し、十二月六日に神葬祭願を出し、家族一同の葬儀を神葬祭に改めたのであつた。

今般神葬祭奉願候処早速願之通被仰付難有仕合ニ奉存候

池鯉鮒驛社人永井左京相願候間此段御届申上候

十二月六日

村上承卿

忠順の日記（村上家蔵）によると十二月五日条に「自葬祭ノタメ（虫損）」とあり、虫損のところが定かではないものの、何かしらの動きがあつたことが分かる。翌六日条に「チリフ永井左京」の所へ行つたことが書かれてゐるのはこの神職の依頼の傍証とならう。

村上家の墓所は邸宅と道を隔てて隣接してをり、寺院の墓所内にないことが神葬祭への切り替へに幸ひしたのであらう。

この少し前の八月十五日に宣教使に任じられてゐる。

為宣教使東京江被差出候御含ニ付 此段心得可申事  
但日限之義ハ追而被命候節相達可申事

八月十五日

議行局

翌十六日の忠順の『座右録』には刈谷藩に出仕したのち「宣教使御布告竝教諭書、一見の上御うけしてかへる」とある。宣教使とは、維新後に諸事祭政一致の方針で神祇官を特立

し、神ながらの道を治国の根本に据ゑたことにより、それを国民に教授する為の役であり、開国に伴ひ、基督教の流入を危惧し、それを以て防禦せんと企図で明治二年の九月にその職制が定められてゐる。忠順は明治三年の八月にその職に任じられてゐるが、当時の忠順の学識が認められたことを示してゐよう。後にも述べるがこれより先の明治三年の正月に政府は「大教宣布の詔」を出し、これに則して宣教使の役割も明確となつたのである。然しながら、老齡によつたのか、東京行きを拒んだのか、理由は定かではないが、翌四年二月に宣教使を免ぜられてゐる。この年に忠順は六十歳を迎へてゐた。とは言へ、この宣教使の職制もこの年の八月に神祇官が廃止となり神祇省となつた時に廃止されたのであり、それは忠順の免ぜられたあと五カ月も経たない時期の出来事であつた。

また五年九月十四日には額田県から住居のある堤村の神明宮の祠官に任命されてゐる。その辞令には「三河国碧海郡堤村神明宮祠官申付候」とある。県庁で辞令を受け取つた忠順は配下の祠掌を二人選ぶ由を言はれた。其の人材は「三条目教諭スベキ任ニタヘタル人ヨロシ 区内ニナクバイヅクヨリ撰挙スルモ可ナリ」と言ふ条件があり、堤村の宮本穂積、竹村の鈴木三平の兩人を祠掌と定めて、届け出てゐる。「三条目」とはこれも後に触れる三條の教則のことである。忠順はこれにより神職

村上忠順の神道説（中澤）

と言ふ立場になつたのであり、自ら神葬祭に関与できる立場になつたとも言へる。忠順には神職としての活動を綴る『祠官日記』が四冊残されてゐるが、これについては別稿を用意してゐる。

神祇行政を巡り仏教側との関係で紆余曲折してゐる政府は、明治五年三月神祇省を廃して神仏合同で国民教化の任に当たり、異教防衛のために神祇省に代はり教部省を設け、その教化の任に先の宣教使に代はる職として教導職を置き、神職や僧侶をはじめ口頭で演説が可能な職の者を教導職に任じたのである。そこで神職である忠順は翌六年十月二十四日に、教導職（少講義）に任ぜられた。その辞令には

三河国碧海郡堤村 堤八幡神社祠官 村上忠順

兼補少講義

教部大丞従五位三嶋通庸 奉（教部省印）

明治六年十月廿四日

とある。この少講義とは教導職の階級で、大教正から権訓導までの十四級あつたうちの一つである。辞令の奉務先の神社が神明宮ではなく、堤八幡神社となつてゐるのは何故であらうか。

忠順はこの時期に『神号略記』と言ふ本を著してゐる。自序の文によれば書肆慶雲堂の主人からの依頼であつたやうだが、「時廻往禮婆神之道問人母出来奴良武迦新」と神道の盛んにな

りゆくのをよしとしつつ筆を運んだやうである。これは神名を調べる便の為に著されたものであり、神職としての忠順の著作であり、この十月に序文を書き、翌六年に刊行されてゐる。そしてこの年初には長く時間をかけて書きついできた『古事記標註』がいよいよ刊行されたのである。しかしながら翌七年九月、六十三歳の老齢のため少講義の辞表を提出した。これが認められたのはこれからだいぶ経過した九年十二月であつて、在任期間は数年に満たないものであつた。短期間ではあつたが忠順は宣教使、神職、教導職の任にあつて、国民教化について思ひを巡らしてゐたのである。それが神葬祭への改葬であり、次項に述べる『三條教憲』と言ふ著作でもあつた。

この時期の興味深い出来事としては、忠順が仕へた刈谷藩主土井利教の神葬祭に忠順が齋主として奉仕したことである。利教は明治六年十一月十四日に逝いた。葬祭は神道の儀礼により行なはれ、忠順が奉仕した。その二十日祭の祝詞が残されてゐる。これ以前の十一月七日に忠順を初め刈谷藩士は士族を返上した。短い祝詞であるがそのために「旧の士族等打集ひ」などの文言も見える。

従五位土井利教君の神霊の前に白さく 神避座てより今日  
二十日と云日になも成ぬる 故御霊主を此の義社に坐せ奉  
て 旧の士族等打集ひて神酒より始て種々の饌物を作備て

神霊仕奉り拝み奉る状を平けく安けく聞食と恐み恐み白す  
(原文萬葉仮名)

忠順は翌年の一年祭にも齋主を務めたが八年の三年祭には「神道事務局試験ノ日ナレバ不参」と『座右記』にある。旧藩主の三年祭よりも大事な「神道事務局試験ノ日」とは何をしたのであらうか。この間の日記がないのでそのことは不明である。

### 三

明治政府は明治三年に正月に「大教宣布の詔」を出し、神ながらの道を治国の提要としたことは先にも述べた。ついで明治五年には教導職が設置され、その教導の指標とすべき「三條の教則」を定めた。その三條とは「敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」「天理人道ヲ明ニスベキ事」「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵奉セシムル事」の三つである。翌六年にはこの三條を更に具体的に敷衍した十一の兼題を設け、次いで十七の兼題をも加へ、併せて二十八の兼題が設定されたのである。これを受けて明治五六年の頃には多くの三條教則の解説書が神道や仏教の側から刊行されたのである。<sup>1)</sup>このやうな状況の中で、忠順もその解説書をまとめ『三條教憲』と題したのであつた。著作の年代を徴するものがないが、教導職であつたそのころに書いたものと思はれ

る。但しこれは刊行に至らず、稿本のまま忠順の『蓬廬雜抄』五十七卷（刈谷図書館村上文庫蔵本）に収められ、人目には触れることがなかつたのである。いまここにその全文を掲出す。なほ忠順には明治初年（年次不詳だが十年以前）に自ら提出用（どこに提出したのか不明）に書き上げた「自歴記」なるものがあり、その著作の項に『三則啓蒙』が挙げてある。これはこの『三條教憲』のことであらうか、または別の著作であらうか、判然とはしない。

### 三條教憲（草稿）

※書き直しの跡があるが、加筆訂正した文を掲げた。

#### 敬神愛国

八百萬ノ神何レモ敬ヒ奉ルベシ 就中伊勢両宮ハ申ニ及バズ廿二杜ノ神々我生ル、処ノ産土神氏神殊ニ大切ニ尊崇スベシ 伊勢ノ内宮ハ 天照大御神ニシテ即チ日々捧ミ奉ル日ノ神ナリ

西洋諸國ニテハ日ノ神ノ尊キ「イハレヲ知ラザル故ニ」明リ玉ナド称シテ神トモ思ハザルハ神ノ御國ノ伝ナキ蛮夷ノ事ナレバナリ「論ズルニ足ラズ」

皇國ノ人ハトニモカクニモ神典ニ從ヒテ日神ヲ尊崇スベキコト也 此ノ御光ナカリセバ一日モ安穩ナルベカラズ 外

村上忠順の神道説（中澤）

宮ハ五穀蚕等ノ大神ニマシマセバ是又日ノ大神ニツギテ敬ヒ奉ルベシ神典ニ詳ナレバ今更ニ云マデモアラズ 其余ノ神々モ各掌リタマフ処アレバ尊敬シ奉ルベキコトハ云フモ更ナリ 今日安樂ニ衣食スル事ハ皆神ノ恩頼ナレバ朝夕ニカケテ拝シ奉ルベシ

天子ハ天子ノ御職掌アリテ元日ヨリ終歲ニ至ルマデ神祇ヲ祭り 歴朝ノ皇靈ヲ祀リタマフコトヲ怠ラセタマハズ是國家安全ヲ祈リタマフ也 此御祭典即チ敬神愛國ノ要要ナリ家族士族平民マデモ天子ノ御職掌ニ習ヒ奉リテ神祇ヲ敬也各其家業ヲ精勤シ國家ヲ富マシムルヲ專トスレバ敬神愛國太平万民自全備スト云ベシ

#### 天理人道

春ハ暖ニ夏ハ暑ク秋ハ涼ク冬ハ寒ク四時往キカハリテ五穀繁盛 花サキミノルハ云モ更也 有リトアラユル萬物悉ク産靈神ノ御タマニヨラザルハナシ（陰陽ノ理ニ迷ヒ六九理ノ説ニ欺カレテ）天ツ神ノマシマス事ヲ知ラザル人多シ天理トイヘバ四季巡環ノ事トノミ思ハムハ浅カルベシ ミナは神ノミハカラヒタルコトヲ知ベシ 人道トハ君臣義アリ父子親アリ夫婦別アリ長幼序アリ朋友信アリトハ三歳ノ童子モ知所ナレバイフニ及バザレドヨク是ヲ守ル人ナキヤ

イカニセム 天祖ヨリ寶鏡授受ノ神訓ハ父子ノ倫理尤モ尊ムベシ 天児屋命太玉命ノ諸神仕ヘタマヘルコト君臣ノ大礼ナリ 伊邪那岐ノ命伊邪那美ノ命天ノ御柱ヲメグリタマヘルハ夫婦婚姻ノ始ナリ 長幼ハ序ヲ主トス 人民アレバ兄弟アリ長幼アリテ其次序自備ル事惟神ノ道ナリ 身ハ親ノ枝ニシテ兄弟ハ一本ノ兩枝ノ如クナレバ恩愛ノ意一身ノ如ク相助ケ相救フ事左右ノ手ノ如クナルベシ 小兒モ其父母ヲシタフ事ヲ知り 漸ク年長スルニ從ヒテ其兄ヲ敬フ事ヲ知ルハ自然ノ人情ナレバ兄ハ弟を愛シ弟ハ兄ヲ敬ヒテ小枝ノ大枝ニツキ從フガ如クナレバ自ノ差等ニシテ即長幼ノ序也 朋友ノ道ハ信ヲ主トス 万民アレバ類聚群分シテ其志キ者ヲ友トスル事惟神ノ道也 友トハ道同ク志合ヒテ相交ル者ナレバ自僞ト云事モナク信ヲ以テ交ル事は又惟神ニ備ハリタル道理也 此五ツノ教ヲヨク守ヲ大道ヲ明ニススト云ベシ

皇上奉戴 朝旨遵奉

天子ハ 天照大御神ノ御子孫ニマシマセバ奉戴スベキハ勿論ノ事ナリ 我天子ハ戎国ノ酋長ノ如ク昨日ノ奴今日君トナルヤウナ賤シキ天子ニアラス 萬々世皇統カハラセタマハズ神孫ニマシマセバ殊ニ尊崇シ奉リ仰セ出サル、旨ヲ遵

守シ奉ルベシ 天子日々ノ御祭典ハ天ツ神国ツ神ヲ敬ハセラル御先靈ヲ祭ラセラレ 億兆ノ為国家安寧万民ノ為 四海平穩ヲ祈ラセラルル御事ナレバ 各其身々々ニ體認シテ 日々東京ノ方ヘ向テ拜シ奉ルベキ事也 猶詳ナル事ハ神教要旨(略解)ヲ熟閱シテ國體ヲ勘弁スベキ事ナレバスベテ 略セリ

忠順のこのやうな神道的な思想による教戒書はこれより先の明治初年に『さとし草』と題して刊行されてゐる。ついで二編を明治三年八月にまとめたが、こちらは出版ならず稿本のまま村上家に伝存してゐる。これは維新後まもない神道的な説教書であり、幕末期以来早くにかやうな思想を抱いてゐたことがわかるものである。忠順が『三條教憲』を著すにあたつても、この『さとし草』とはほ同じ内容を敷衍してゐるのであつて、その言ふところその域を出ない。例へば「天子ハ 天照大御神ノ御子孫ニマシマセバ奉戴スベキハ勿論ノ事ナリ 我天子ハ戎国ノ酋長ノ如ク昨日ノ奴今日君トナルヤウナ賤シキ天子ニアラズ」「日々東京ノ方ヘ向テ拜シ奉ルベキ事也」などはその二編において

天子様は 日ノ神様の御すゑにてましますは外国の土民の酋長になりたるとは大にわけの違ひたる尊き御方なれば毎

朝 日ノ神様を拝み奉り次に都のかたに向ひて拝み奉り  
夜は 月ノ神様を拝し奉るべし

と述べ、二十二社についても「猶もいとまあらむ人々は廿二社にまゐるべし」と既にその尊崇すべきことを挙げてゐる。また内宮外宮のことや天理が「ミナ是神ノミハカラヒタルコト知ベシ」と言ふことは、この初編に「ともにかくにもおのれおのれが職分をわするまじき事也 是すなはち 天子様への奉公国のための忠なり 此心をわすれざれば 氏神様 産土様も厚く守らせたまふなり」と見えてゐることである。長幼の序、父母兄弟朋友の道についても『さとし草』に書かれてゐるところと同じである。忠順の『三條教憲』は彼独自の道徳軌範から齎された『さとし草』と同じ内容であり、それは当時の国学者としての忠順の時務論でもあつたのである。

忠順とも交友のあつた熊野本宮の熊代繁里は『さとし草』初編を教化のための材料として明治六年以降に入手してゐる。

#### 四

神道事務局は維新以降神道の普及を目指して活動をしてきたが、その中で明治九年十二月に、忠順に次のやうな原稿を依頼してきた。

神教叢語ノ材料ニ供スベキ論説他向ヨリ追々投寄モ有之候  
得共 願ハ諸家ノ論説ヲ掲載致度旨編輯人ヨリ申出候ニ付  
今般撰題御回候条至急御成稿有之度 猶爾後連々頒題積御  
座候共 右之外御所説有之候ハ、陸續出稿相成候様致度此  
段特ニ通知致候也

明治九年十二月二十六日

神道事務局編輯局

村上忠順殿

題目

原教 神魂ノ説 幽蹟ノ説 除過祓除ノ説

神随ノ説

これに対し忠順は次のやうに文書にまとめて回答したのであつた。「神教叢語」は当時弘道社から刊行されてゐた神道教学の冊子であり、諸家の講説を掲載してゐたやうである。実際にこれが雑誌「神教叢語」に掲載されたか否かは未確認であり、現在村上家にもこの雑誌は存しない。しかしながらこの回答は忠順の雑纂録である『蓬廬雜抄』の四十七巻に控へとして著録して残つてゐるので、やや長いが資料として次に転載しておく。丁度この九年十二月は忠順が教導職を辞した年でもあつた。

## 原教

皇国の教は幽顕分界を旨として天地の始をば幽冥にて説き、今日の事業は幽冥をはなれて朝家に服事すとをしへていふ言のころを考ふるに、古典に愛の字を乎之とよめり。鴛鴦を乎之といふも相愛む鳥なればいふなり。されば乎之といふ詞に愛の字の義と惜の字の義とふたつあると知るべし。へ、ふるとはたらくは皆迎へ合はする心にて愛(をし)と思ふ心へ迎へあはするしわざを、をしへ、をしふとは云なり。善人とは愛しと思ふ心より、善にうつるによるらむとをしへ、悪を人は惜と思ひて直る事もあらむかとしてをしふ。人を教ふにはその人は愛へ惜ふの心はづさず、人を善道にみちびくべきなり。さて皇国の故事によりて、人を教へ導く者を世に和学者国学者などいへど、あたれる名称にあらず。よそにてはいかにもいへ、本教皇学といふべきなり。古事記序に太素者杵真因本教敢而識孕土産時云々立人也とある。本教は異狄の教わたらざりし世の教をいふなり。されば皇国の古事を本教といふべく、そのまなびを皇学といふべき事なりかし。

今の世の如く書籍につきて学文する事は、皇国の太古には無かりし事なり。しかれども物を学びて其を知る事は天地初判の時、二柱御祖命に産靈の大神等の其産靈の神術を

とつぎをしへ鳥に託て教へ諭し給へりしかば、其を看そなはして学び習ひて始めて配偶の道を得給ひしかば、即ちその鳥の名を麻奈婆志良とぞ負はせける。此名既く雄略天皇の大御歌にも見えたれば、上古より呼び来つる名なるを明らかにして、それ鶴鴒なるよしは釈紀に此鳥の一の名どもを挙げたるは古き私記の説を聞えたるを其中に此名を見えたるにて論なし。さて其名の義は学柱といふ言の備の一言を省きたるにて、其学びとは真似びの義にて、柱とは此方と彼方との間を柱へ持ちて便宜無く行き到り難き所にも往しむる義の語なり。男女の間は媒なくては渡り難き事なるうへ、彼鶴鴒の来れるは産靈の神術を初て人間に諭し給ひつる事なれば、其を殊に重々として永に此鳥の名には負せつる也。さて、其学びとは其事を為し行ふうへを云ふ鉢言にして其を為し行はしむるを教へといふ。これを古より云ひ来つる事にて神代紀高皇産靈等の御言に不順教養と見え、鶴鴒の事を和名抄其他の古書にも止豆岐乎志倍止利また止豆岐万奈比止利など有て論なきを、其教へといふ言の義は、古典に愛の字を乎之とよめり。鴛鴦を乎之といふを相愛む鳥なれば云ふなる。さればをしといふ言は愛の字の義と惜の字の義と二つありと知るべし。へ、ふると活用くは皆向かへ合する意にて、愛と思ひ、惜と念ふ心に迎へ

あはするしわざをしへ、をしふとは云ふなり。されば二柱産靈の神より教へ諭し掟ておき給ひつる事どもは云ふも更なり、神代に有経つる種々の事の蹟につきて皇美麻の命の天降ましましける時、其の美麻の命の天下を政令給ふ道の上へはいふも更にて、臣連の其職掌につきて仕へ奉るべき趣をも、教へ習はしめてぞ天降し給ひける。されば代々の人々其教へを習ひ行ふ事をさして神習ふとはいひ来つる也。かくて其の神の習ひ来つる古伝を後には他し国の道々渡り参来しかば、紛乱く成つるが故に、美麻の命の受継ぎ伝へさせ給ふ神語をはじめ臣連八十伴雄の家々に伝へ来つる古事をも纂記せしめ給ひつるぞ、古事記日本紀には有ける。されば今の世に在ては、遠き神代に神の御自教へ諭し給ひし趣を其まに聞もし見もしするは、此の二書の伝れるが故にて、此の御典を私の狭意なく、熟読味ひ能まなぶぞ神習ふ学文には有ける。然れば今の世の如き学文は上古には無かりし事ながら、上古の御教への旨にはよく持へる事になむ有ける。

#### 神魂ノ説

人の魂は其身の主宰にして人は産靈の御靈に依て生まれ出る者なれば、則ち魂といへり。心は人と人と相对ひ魂と

#### 村上忠順の神道説（中澤）

魂と相合ひて其方に凝るものなれば、やがて許々呂とは名づけしならむ。魂は靈異なるものにて直く正しく明く浄く誠なるものとも名づくべきなれど、和びては和魂となり、荒びては荒魂となりて、其身を幸く萬事にくはしき幸魂奇魂とあらはずなり。心は直く正しく明く浄く誠なる初にて物の善悪を識り思ふは、蓋しや奇魂のあらはれなりけらし。かくて思へば魂の直く正しく明く浄く誠なるをもとらるる也。譬へば魂は鏡也、心は其鏡に物のうつろひ来りたる如し。此魂せる初の善悪を識思ふ心もたる物なれば、神代には善神、人の世には善人のみなるべき道理なれど、さもあらぬはいかにと言ふに、吉事禍事の往かひは世の常にして、神世も人世も同じ事なれば悪神悪人の出来るも亦道理にて、さるは八十禍日神大禍日神の穢に禍れる禍事に触れて然る也。されど、其穢き禍れる禍事に触れてし人、神直日神大直日神の清め直す吉事に逢ひて直く正しく明く浄く誠なるもとつ魂に返りぬべきは、しばしくもれりけむ鏡の忽に澄わたりて物のよしあしの見え来るが如くにてなむ有べき。もとより此鏡は産靈神の御魂なれば神在隨に其魂をしづめまつる時は、思兼のさわりかしこくなり行きて、くしびなる言霊を世に顕はしたるなり。されば其道理いとあきらかなるものをや。

## 幽顯ノ説

神代紀に曰、高皇産靈尊乃還遣二神勅大己貴神今者聞汝所言得有其理故更条而勅之 夫汝所治顯露之事宜吾孫治之汝則可以治神事。出雲国造神賀詞曰（省略）

神事とは幽事にて神魯岐神魯美の命に大詔命もて何れの神にても此の世の中の事を幽冥より量り給ふ御所為を広く言事也。顯露事とは顯明事にて、天下の蒼生を治め給ふ朝廷の御政事にて、現世人の皇御孫尊は幽より顯に出給ひ大己貴神は顯より幽に隠れ給ふにつきて、互に幽顯を取替給ふ事を云ふ也。故れ此時より皇御孫尊は専ら此の現し世の事を知食して、幽事はしろしめさずなれり。大己貴神は幽冥のみを知りて此現世の界には顯れたまはずなりぬ。

纂疏云、顯露之事者人道幽冥之事者神道也。二道猶如昼夜陰陽二而為一人為惡於顯明之地則帝皇誅之為惡於幽冥之中則鬼神罰之為善護福亦同之神事則冥所之事非祭祀幣幣之礼猶為顯露之事。顯事人道之通なりとは人現世に出ては顯露事しろしめす大君の御統治を恐みて己が身々に好けくも悪けくも其御のりに従ひ奉り、大神のくまり給へる善き真心のままに慎みて上に事へ下を慈み、各々其々に就たる家業を営み、神の御徳を窺ひて顯事幽事の差別、世の中の有形をも弁へ知事ぞ人の常道なりける。幽事者神道也とは人

齢おい死期至り来れば屍は土に帰り靈魂は消滅せざれば幽冥におもむきて大神の御治めに従ひ其御定を承て子孫其他由縁ある人々を天翔りて守る也。これ産靈の大神の定め給へる幽事の道なりとぞ。人為惡於顯明之地則帝皇誅之とは人の真性は産靈の大神の靈性を分ち賦給へるものなれば、素よりうるはしきを、世に妖鬼有て人の道を乱り、あしき党に誘入れむと謀りて人の心に入りまじこり、めでたき真心を慙はし邪心をつけ、ならはぬ行を勧む。人此義りをえ悟らず其惡行あらはなれば君上之を誅なひ給ふ事なり。為惡於幽冥之中則鬼神罰之為善護福亦同之とは、君上は明にましませども、現世人の習ひなれば人の幽に思ふ心は更なり、惡行にても顯に知られざれば罰むる事あたはず。佳行善心を顯ならぬは賞給ふ事あたはざるを、幽冥事を治め給ふ大神は其よく見徹しまして、現世の報をも賜ひ、幽冥に入たる靈神の善惡を糺しわかちて、産靈の大神の命じ給へる性に背ける罪犯しを罰め、かの性のまにまに勉めて善行あるは賞たまふ事也。

## 除過祓除ノ説

祓といふは身の都美を祓ひ清むる嚴重き行にて其根本神代に始れる故実也。其は古事記日本書紀等録されて、伊邪

那岐命黄泉の国に行まして、穢れたまへる都美を清めたまふとて筑紫の橘の小門にして御身に着ませる物を悉く脱ぎ棄たまふとある是祓也。穢のつみを払ひ却とふよし也。次に海水に浸て御身を滌ぎ給ふとある是身滌也。身の都美を滌ぎ去る義也。此の二つ祓ひ身滌の故実の根源也。また須佐男命悪事餘多ありしつみになりて祓つ物あまたとらせて猶足らずとして、神逐ひ奉れる事あり。こは彼伊邪那岐命の御身御身に着ませる物を悉く脱棄たまへるも、須佐男命に他より責りて祓物を出させられるも、祓の主意は同じ故、この二神の御故実どもを以て祓身滌の法として人の世までも行へる也。さて伊邪那岐命は祓に身滌したまへるに因て貴き大神たちを生たまひ、須佐男命は祓物を出し御身逐はれ給ひて後、清々しき初心になり給へるをもて、真に此わざの大功ある事を窺ひ知り、信受ならひ行ふべき事也。さて、わけていへば穢れたる物を棄て、また祓物を出すは祓身を滌ぐみそぎなるを、広くいふ時は其三の事にわたりて身滌をも祓といふべし。身を滌ぐもはらひするわざなれば也。日本書紀神功皇后卷に皇后傷天皇不從神教而早崩以為知所崇神欲求財宝國、是以命群臣及百寮以解罪改遇云々これ大祓也。

#### 神隨ノ説

日本書紀孝徳天皇の紀に惟神（以下略）。また続日本紀の詔詞に（略）。書紀の註に惟神者謂隨神道亦自有神道也と見えて天皇の御事には何事にても神ながら云々と申す事に、現御神と称へてまことに神にまします故に神かけて生れますままに物したまふよし也。上古に天皇の天下を治め給ひし御行ひかたは、古語に神隨天下しろしめすとは申し、天照大御神の大御心を大御心として万事神代に定まれる跡のままに行はせたまひ、其中には心にて定めがたき事も有時は御卜を以て神の御心を問ひ伺ひて行はせ給ひ、惣て何事にも大方御身の御かしこだての御料簡を用ゐたまはざりき。是れ誠の道の正しき所の御行ひかた也。其時代には臣下たちも下に万民と一同に心直く正しかりしには、皆天皇の御心を心として唯ひたすらに朝廷を恐れ惧み、上々の掟のまにまに順ひ守りて少しも己れの賢だての了簡をば立ざりし故に上々も下とよく和合して天下は爰に治まりしなり。これを神の道といふべし。

それではここに表れてゐる忠順の神道説について見てみよう。忠順の神道説はいづれも古典に拠るものであつて、それはあくまでも忠順の古典理解の範囲によるものであつた。忠順の古典理解は最初は歌を詠むことから始まり、歌語の追究であつた。江戸の橘守部に従つたのも「言葉」への理解のためであつて、その神学を学ぶことではなかつた。後に本居内遠に入門したのも歌書の刊行に関するものであつた。羽田野敬雄と繋がりに平田の学を奉じたのも時代の然らしむるものであつた。とは申せその根底には尊皇の氣風が流れてゐたのであり、長子忠明の天誅組への義挙はこの父あつてのことであつた。

最初は「原教」である。これは「原つ教へ（本つ教へ）」のことである。ここで忠順は「教へ」と言ふ語の成立について述べ、「をしへ」の「をし」に「愛の字の義と惜の字の義とふたつあると知るべし。」と、「愛む」と「惜しむ」の意があると説くのであつた。ついで「学び」と言ふことについて日本書紀の神代巻の一書である鶺鴒の故事を引き、これを「学柱（まなばしら）」と名付けた事を挙げ、「学びとは真似びの義」とし、柱とはこちらからあちらへ行きやすいやうにするものと説き、こ

れを「学び」と言ひ、それをするための事を「教へ」と言ふと説くのである。そしてこれは「産霊の神術」であり、「二柱産霊の神より教へ論し掙ておき給ひつる事」であり、これに習ふことが「神習ひ」であり、重要なのであつた。忠順は「其教へを習ひ行ふ事をさして神習ふとはいひ来つる也。」と言ひ、その後他国の思想の渡来により、其の神習ひ来た古伝が、わからなくなつてきたので、古事記と日本書紀が編まれたと考へるのであつた。そしてこの二書には「遠き神代に神の御自教へ論し給ひし趣」がそのまま書かれてゐるから、「此の御典を私の狭意なく、熟読味ひ能まなぶぞ神習ふ学文」だと言ふのである。忠順にとつての原教は古事記日本書紀の教へに神習ふことであつた。

興味深いことは、自ら国学者を任じてゐたであらうと思ふ忠順が「皇国の故事によりて、人を教へ導く者を世に和学者国学者などいへど、あたれる名称にあらず。」と、その呼称を避け、「本教皇学」といふべきであるとしてゐることである。これは平田の学の説くところと同じであり、古事記の序文を例にあげ、本教は外国からの教への渡来以前の教へであり、それゆゑ「皇国の古事を本教」「そのまなびを皇学」と言ふべきであるとしてゐるのである。

次に「神魂ノ説」である。ここでは人の魂のありかたについ

て述べてゐる。人は産霊の御霊に依て生まれ、魂を持ち、それを心とも言ふと説く。忠順は「魂は靈異なるものにて直く正しく明く正しく誠なるものとも名づくべきなれど、和びては和魂となり、荒びては荒魂となりて、其身を幸く萬事にはしき幸魂奇魂とあらはずなり。」とその心の持ち方次第で和魂・荒魂・幸魂・奇魂ともなると考へるのであつた。また最初はなべて善である人の心が悪に傾くのは、古典にもある吉事禍事の往かひであり、八十禍日神大禍日神の穢によるものであると指摘する。それゆゑに魂が穢れないやうに「神直日神大直日神の清め直す吉事に逢ひて直く正しく明く正しく誠なるものとつ魂」に返るやうに努めることが肝要と説くのであつた。凶事が八十禍日神大禍日神の穢によると考へることは本居宣長の考への踏襲である。

三つには「幽顕ノ説」を説くが、天皇がこの現し世の事を知食して、大己貴神が幽冥界を司るとは、平田篤胤の『靈の真柱』の考へに拠つてゐる。幽界顕界については神代紀や出雲国造神賀詞を引用し、その故事を述べ、また『日本紀纂疏』を引き顕事と幽事の相違を説くのであつた。まづ顕界である現世では「顕露事しろしめす大君」即ち天皇の統治、その定めに従ひ奉り、大神の恵み給へる善き真心のままに慎み、上に事へ下を慈み、それぞれの家業を営み、神の御徳を仰ぐことが常の人道であるとするのである。また人の真性は産霊の大神の靈性を分つ

たものなので、本来は素直なものであるのだが、「妖鬼有て」人の道を乱り、素晴らしい心を曲げるのである。この現世で悪事をすれば、天皇はこれを誅罰されるのであるとの現世の道徳を説くのである。次に幽界の幽事について、死後の靈魂は消滅せず、幽冥に行き大己貴神の御治めに従ひ、その御定に依つて子孫や由縁ある人々を幽界から守るのであると説く。殊に現世で表に現れない善行や悪事はそのままにされてしまふが、「幽冥事を治め給ふ大神は其よく見徹しまして、現世の報をも賜ひ、幽冥に入たる靈神の善悪を糺しわかち」、そして「産霊の大神の命」に背く罪犯を罪し、善行を賞でたまふと説くのであつた。そしてこの全てが「これ産霊の大神の定め給へる幽事の道なりとぞ。」と言ふのであつた。幽界顕界の存在は現世をいかに正しく生きるかと言つた道徳観念にもなつてゐるのである。

四つには「除過祓除ノ説」を説く。ここには古典に書かれる伊邪那岐命と須佐男命の故事を引き、祓・禊・祓物について述べ、凶事を祓ふことの重要性を述べてゐる。まづ祓について「祓といふは身の都美を祓ひ清むる厳重き行にて其根本神代に始れる故実也。」と言ひ、伊邪那岐命の黄泉の国からの帰還の後に、穢れを筑紫の橘の小門において祓つたことを述べ、服を脱ぎ捨てて海水で身を滌いだことを身滌(禊)とし、「此の二つ祓ひ身滌の故実の根源也。」と説くのである。また高天原で

須佐男命が悪事により、祓つ物を出して罪を贖ひ、また神逐ひされた故事をも挙げ、「祓の主意は同じ故、この二神の御故実どもを以て祓身滌の法として人の世までも行へる也。」とも説くのであつた。重要なのはこの祓・禊の効用であつて、伊邪那岐命は「身滌したまへるに因て貴き大神たち」即ち三貴神を生み、須佐男命はその後に、「清々しき初心になり給へる」のであつて、ここに「此わざの大功ある事」を知るべきであると述べる。祓・禊は神に近づくために身を清めることだけではなく、そのことが吉事に結び付くのであつた。ここは古典の深い読みから齋らせられた記事であらう。

最後に「神随ノ説」である。日本書紀の「惟神」を引き「惟神者謂随神道亦自有神道也」とある註を引いて、「現御神と称へてまことに神にまします故に神かけて生れますままに物したまふよし也。」と言ひ、古語の「神随天下しろしめす」について「天照大御神の大御心を大御心として万事神代に定まれる跡のままに行はせ」られることだと説くのである。これが忠順の「神ながら」の考へである。すべてが神慮のままであり、時にはそれが測れない場合には「御卜を以て神の御心を問ひ伺ひ」をするのであつて、何事につけても独断をなさらないのであつた。これが正しい御行ひである。このことに習つて天皇の御心を心として、朝廷を恐れ畏み、掟を遵守し自己の賢だての了簡

によらなければ、世は治まると説くのである。忠順は「これを神の道といふべし。」と述べてゐるが、神道とは神の御教へのままにあることが重要なのである。

## 六

以上、村上忠順が明治初期に書いた神道説を資料として紹介してきた。本来歌人であり、歌言葉についての造詣が深い忠順にとつては殊にこれと言つた神学的な考へがあつたわけではないが、当時の教養人の古典理解の一端を示してゐると言へる。それは宣長の教へであり篤胤の考へであつた。これらの教へはかやうな形となつて明治初期の神道の理解に役立てられたのであつて、そのことを忠順の営みから知ることができるのである。尤もこのことは早くから忠順が身につけてゐたことであり、門人の育成には説かれた可能性があり、殊更に維新後の今を認識したことはなかつたかもしれない。

## 註

- (1) 詳しくは三宅守常『三條教則衍義書集成』参照
- (2) 忠順の雑録である『反故埋』（村上家蔵本）所収、但しこの自歴記はいつどこへ提出したかは不明である。委細

は拙著『村上忠順論攷』（平成二十六年刊・私家版）に  
よられたい。

(3) 著作期は幕末期であると思はれる。初編の刊行は明治初  
年。この書は国書総目録未著録。『さとし草』の初編二  
編は拙稿「村上忠順『さとし草』について」（神道史研  
究五十七巻一号）において翻刻した。また考察は前掲拙  
著参照。

(4) 神教叢語は明治九年創刊。「神道教導ヲ扶」（第一号緒  
言）、「神道事務局ノ定説ニ係ルヲ編輯スル」（第七十六  
号緒言）、を目的として刊行された。忠順に原稿依頼の  
あつた頃には既に十五号程刊行されてゐた。（十号、九  
年十二月一日刊。十八号、十年一月十六日刊。）無窮會  
神習文庫（井上頼圀旧蔵）に創刊から一〇三号（明治  
十三年四月）までの中の、不揃ひの四十五冊があり、國  
學院大學河野省三記念文庫には八十一号・八十二号（明  
治十一年五月・六月）また八十七号の三冊がある。十一  
から十五頁程度の週刊誌（旬刊誌）であつたやうで例へ  
ば四十四号には神魂ノ設（山口起業）、四十五号には幽  
顯説（竹崎嘉通）、八十一号には祈禱ノ論（久保季茲）  
旧事記ノ弁（同人）與谷川淡齋（本居宣長）、八十二号  
には神習述義（山崎衡）教ノ一言（久保季茲）開闢遲速

村上忠順の神道説（中澤）

ノ論（同人）が載るので、これに似通ふ題の忠順のこの  
論考も掲載されてゐるのかもしれないが、管見の及んだ  
四十七冊には未載であつた。なほ、「神道学」一〇六号  
の「神教叢語」について（大間茂）を参照。

（なかざは のぶひろ・東京都立小岩高等学校主幹教諭、

國學院大學兼任講師、博士（神道学））